

# 北野祭礼神輿と禁裏駕輿丁

西山剛

## 論文要旨

本稿は、中世の北野祭礼において神輿渡御が禁裏駕輿丁によって担われている理由を追求したものである。禁裏駕輿丁は朝廷に所屬し、行幸において天皇が乗る輿を舁くことを主要な任務としていた集団であったが、これまで北野社との地縁的な関わりで祭礼に参加するものと想定されてきた。しかし本稿では、①祭礼が公祭として恒例化する発端に藤原摶闇家への落雷炎上と託宣があったこと、②北野祭礼が成立した一〇世紀段階から朝廷に密接に結びついた公祭の性質を有していたこと、③古代に成立した大藏省年預を主体とした運営システムが部分的に室町時代にまで残存することなどを勘案すれば、北野祭礼とはすなわち朝廷儀礼なのであり、駕輿丁たちは下級官人として祭礼に勤員されたものと推察した。

## はじめに

中世都市・京都において実施された神社祭礼は、都市の平和と住民の安寧を維持するためには欠かすことのできない儀礼であった。中でも、京中祭礼と称される祇園、北野、松尾、今宮、御靈などの各社祭礼は、稠密な京都市中内外を氏子圏としており、朝廷や幕府といった為政者にとってその平常な遂行は自らの政治体制の安定化を図る上で、極めて重視されていた。

これら京中祭礼の成立および各祭礼の特質に関する先駆的な研究として岡田莊司「平安京中の祭礼・御旅所祭祀」<sup>(1)</sup>が挙げられる。氏は既述した各社の成立およびその特徴を把握しながら比較し、これら祭礼が十世紀後半の円融朝にほぼ同時に成立してきたこと、また成立

当初は朝廷の公的性格は必須であったわけではなく、京中住人が独自性をもつて祭礼が遂行されてきたことなどを明らかにした。この岡田の研究を重要な出発点として、現在に至るまで各社祭礼に関する研究が蓄積されてきたといつてよい。<sup>(2)</sup>

各社祭礼のうち、とくに祇園会に関する研究は、都市論や幕府論の一環として取り組まれ、豊富な研究蓄積を見せてている。<sup>(3)</sup>また近年、同様の視点で北野祭礼に関する研究も進められ、三枝暁子により中世、とくに室町時代における北野祭礼と幕府権力との関わりが提示され、筆者も当該祭礼について若干の考察を試みた。<sup>(4)</sup>

近年、これまでに比べ北野祭礼への着目が集まってきたといえるが、未だ問われず積み残した問題もいくつか存在する。それらのうち、神輿と駕輿丁の問題は祭礼の性質を捉える上でも重要な問題であると考える。通例、祭礼における神輿は、氏子圏における住民代表者や、神社機構に編成された神人などの下級役人によって舁かれることが多い。しかしながら北野祭礼の場合はこれとは全く異なり、主祭神・菅原道真の乗る大御前神輿、その子神が乗る皇子殿神輿の一基ともが、朝廷に所属し、行幸において天皇の輿を舁く禁裏駕輿丁が担うのである。北野祭においてなぜこのような状況が生じるのであろうか。本稿は、この点について諸史料を用いて考察を加えたい。

## 第一章 北野祭礼の変遷とその性格

### 第一節 北野祭礼の変遷

考察に入る前に、これまでの成果に依拠しつつ、北野祭礼の変遷を概術しておくこととする。

#### 〔A 北野祭礼の成立 十世紀後半〕

岡田莊司によれば、十世紀後半における一条朝において北野社は公家・摂関家の特別の崇敬をうける神社となつたという。それを裏付けるように、一条天皇が即位した年である寛和二年（九八六）八月に天皇御願の臨時祭が北野社で開催されたことが知られ、その翌年の永延元年（九八七）から公的性格を帯びた北野祭礼が行われることとなつた。同時にこの時、「天満天神」という勅号も定まり、朝廷との密接な関係が確立されていく。しかし北野祭礼の場合、上卿・弁・外記らの参向する勅祭とは異なり、内蔵寮官人の奉幣が行われるのみ

であったことは重要で、これは祇園会・稻荷祭・今宮祭など御靈会系統の祭礼との共通点であった。<sup>(6)</sup>なお北野祭礼の式日は当初八月五日であったが、永承元年（一〇四六）に後冷泉天皇母の藤原嬉子の国忌と重なるため四日へと変更された。このことも、北野祭礼と朝廷との関わりの密接さを示しているといえる。

#### 〔B 北野祭礼の展開 十三世紀から十四世紀末期〕

成立期に見られた北野祭礼の公的性質はその後も維持された。祭礼の運営体制や経費など、儀式の遂行基盤が明確になつてくるのは十三世紀にまで下がらなければならないが、この頃においては藏人が祭礼奉行を勤め、率分所と大蔵省が費用を調達して運営される体制であつたことが確認され、朝廷が主催する祭礼と明確に知ることができる。<sup>(7)</sup>

しかし、十四世紀後半に入ると、この体制が大きく転換していくこととなる。室町幕府が京都市中に政権を確立するに伴い、祭礼の費用は幕府が寄進した料所から拠出される形に切り替わり、祭礼の中核である神輿の交替も幕府の資金拠出と運営組織の刷新によつて安定的に行われるようになつた。<sup>(8)</sup>つまりこの段階において北野祭礼は、朝廷が主催する祭礼から室町幕府が主催する祭礼へと性格を変化させたのである。

#### 〔C 北野祭礼の神輿〕

神事としての北野祭礼の中核は、祭神を乗せた神輿を神幸・還幸させることであった。それは天神信仰の普及教化を目指して作成された各種の北野天神縁起の最終部が北野祭礼であり、八月四日の本社への還幸が叙述されていることからも裏付けられよう。また祭礼に利用された神輿も特徴的なものであった。

北野社に所属する神人として酒麿を扱う西京神人はよく知られているが、実は彼らと対をなす存在として中世北野社には大宿禰神人（大宿神人とも）が存在した。彼らは、西京神人とともに祭礼においては鉢を渡す事を役目としていたが、同時に神前に筋神供を供える主体でもあった。この神供の実態を明確に把握することは現段階では困難だが、彼らが帶した職能と深い関わりがあつたことは想定できる。実は彼らは大宿直（壬生東・土御門北に位置）を拠点に製織を行う職能民なのであり、祭礼に際しては神輿に着せつける神服を調進する

主体でもあったのだ。筋神供は、まさにこのような神服が神供として象徴化されたものであったと考えられる。

大宿禰神人は後の西陣の織工につながっていく職能集団であり、彼らが織り出す神服は高い技術をもった高級製織品であつたといえる。つまり、北野祭礼の神輿は屈指の技術で製作された染織工芸品で飾り立てられ莊嚴されたものであつたのだ。

#### 〔D 北野祭礼の停止 十五世紀半ば〕

室町幕府による祭礼の実態的な把握は、足利義満による政権下に顯著に進み、以後それが踏襲されていく。しかしながら文安元年（一四四四）の文安越騒動（越商売における特權確保を求める西京神人の閉籠行為）に際する社頭炎上の後、祭礼をめぐる状況は一変する。寛正二年（一四六二）八月四日、神殿内における西京神人の自害事件の後、祭礼の実施を伝える史料が見られなくなるのである。<sup>(8)</sup>さらに応仁文明の乱では北野社は西軍の勢力圏となり、神輿も本殿から引き出され、西大道にあつた仮社殿へ遷されることとなつた。<sup>(9)</sup>この神輿は一年あまり当該地に安置されたが、文明七年（一四七五）二月十日に至り、仮社殿に隣接する安楽光院境内在宅から出火類焼し、累代の轍と三年一請御輿一基が焼失してしまった事態となつた。<sup>(10)</sup>文明十年に至り、焼け残った轍を用いて神輿一基が復興されたが、この頃、北野社祠官の多くは京都を離れて各地に下向していたようで、神事を実施することが困難であった。戦乱による幕府勢力の衰退をも勘案すれば、神輿渡御を伴つた神幸祭としての北野祭礼はこの段階で停止したと考えることができよう。

#### 第二節 駕輿丁と北野祭礼はいかに結びつくか

このような特徴を持つ北野祭礼であるが、冒頭にも述べたように、祭礼に際して神輿を昇く主体は朝廷に所属する禁裏駕輿丁（以下、特に断らない限り単に駕輿丁と表記する）であった。ではなぜ、駕輿丁たちは北野神輿を昇くようになったのだろうか。

実は、この問題に言及した研究が存在する。久米舞子「平安京「西京」の形成」がそれだ。<sup>(11)</sup>久米は、平安京における地域社会としての「西京」がいかなる経緯で成立してくるかを追及する中で、北野神輿と駕輿丁との関わりに触れ、次のように述べている。

「北野祭において神輿を昇く役を努めたのは、近衛府の駕輿丁であった（中略）、近衛府の駕輿丁は、西京神人ととの代替が可能であり、北野社の神人に近い存在として認識されていたと考えられる。（中略）近衛府の駕輿丁は北野社領、とりわけ西京に居住したために、北野祭に神輿の昇き手として奉仕したのではないか。ゆえに北野社の神人と共に訴訟を起こし、西京神人との代替もまた可能であったのではないか。」

確かに左右近衛府・左右兵衛府のうち、右近衛府の官司厨町は、平安京における右京土御門南・堀川西に所在しており、当該地は、後に北野社領として定着する地域である。右近衛府に編成される駕輿丁も当該地に定着していたことは十分に考えられ、北野社領民として把握されていた可能性は高い。また文安三年（一四四六）の北野祭礼の際、駕輿丁内部が分裂し相論に展開したことがあつたが、この時に機能不全に陥った駕輿丁の代わりに神輿神幸を行つたのは、「西京鉢衆」（西京神人）であつた。<sup>[14]</sup> この事例はまさに西京神人が駕輿丁に代替している事例であり、久米の指摘は一面では的を射たものであるといえる。いわばこの理解は、北野祭礼の神輿渡御が稻荷祭や松尾祭など他の都市祭礼と同様、神社膝下あるいは関連地域の領民を主体として担われていたものであったことを主張しているものと考えられる。

しかしながら、この点に関してさらに考えなければならない問題が存在する。表1を示す。本表は北野祭礼に参勤する駕輿丁の名称に着目し一覧化したものである。一見して明らかかなように、北野祭礼関係史料に見える駕輿丁は左右近衛府に所属するもの、あるいは四府（左近衛・右近衛・左右兵衛）に所属するものが大半を占め、右近衛府単独で記載される事例は十三例中三例に留まるのである。つまり北野祭礼には右近衛府に留まらない駕輿丁の参加が中世を通じて確認されるのであり、北野祭礼と駕輿丁の結びつきを地域的な密接性にのみ求めるることはできないのである。それでは、北野祭礼と駕輿丁の接点はどのようなところに求められるのであろうか。章を改めて検討したい。

北野祭礼神輿と禁裏駕輿丁（西山）

表1 北野祭礼に勤仕する駕輿丁の名称一覧

番号	和暦	西暦	駕輿丁の名称	内容	出典
1	寛喜3年8月4日	1231	左右近御輿長 ・駕輿丁	率分所年預が白布のまま下行をす ることを不服として訴訟。	民経記
2	康応元年7月	1389	加与丁	祭礼に参勤するにあたり駕輿丁の 武装が停止される。	三年一請会引付
3	明徳3年9月1日	1392	大御前加与丁	駕輿丁が無人であり神幸に違乱が 生じる。	三年一請会引付
4	応永元年7月29日	1394	右近府加輿丁 等	幕府、右近府駕輿丁等の申請に よって米酒以下の課役を免除す る。	北野宮三年一請 会引付
5	応永3年7月29日	1396	右近府駕輿丁 事等	幕府、右近衛府駕輿丁の紺持壳の 諸役を免除する。	北野宮三年一請 会引付
6	応永4年7月23日	1397	右近府加輿丁	祭礼へ参勤すべき時刻を問い合わせ せる。	三年一請会引付
7	嘉吉3年7月28日	1443	四符駕与丁	北野祭、触穢により延引する。	三年一請会記録
8	文安2年7月28日	1445	四府駕輿丁	北野祭礼において喧嘩に及ぶ	祭礼引付
9	文安3年8月1日	1446	駕輿丁 (四府駕輿丁)	駕輿丁のうち惣衆と15人が争論 をする。それに従って神幸に支え ができる。先立って獅子田楽と西京 鉢等が進められる。	北野社家日記
10	享徳2年8月4日	1453	四府駕輿丁	三府と一府に別れて内部分裂。	康富記
11	享徳4年5月2日	1455	四府駕与丁	四府駕輿丁が北野祭礼に際して訴 訟を行う。	三年一請会停止 記録
12	長禄2年8月4日	1458	駕輿丁四府	駕輿丁の根本勤仕を御輿宿への勤 仕、八幡・北野祭礼そのほか三節 会と主張する。	『京都御所東山御 文庫所蔵 地下文 書』地下文書77
13	寛正5年5月日	1464	駕輿丁左近府 左兵衛府輩	駕輿丁の根本勤仕を御輿宿への勤 仕、八幡・北野祭礼そのほか三節 会と主張する。	『京都御所東山御 文庫所蔵 地下文 書』地下文書32

## 第二章 北野祭礼と禁裏駕輿丁の接点

### 第一節 十三世紀における駕輿丁の祭礼参加

北野祭礼が成立したのが永延元年（九八七）であったことは先述したが、北野祭礼への駕輿丁の参加が認められる最も早い事例は、祭礼が成立してから二百二十年余を経た十三世紀前半を俟たなければならない。<sup>(16)</sup> まずは本事例を検討し、当該期において駕輿丁がいかなる形で北野祭礼と関係を取り結ぶかを確認したい。

廿三日、丁未、天晴、今日閔白家氏院參賀云々、家司右少弁忠高奉行云々、未刻許參〔殿下〕、先レ之權右中弁光俊朝臣祇候、以ニ右少弁信盛申条々事、（略）北野祭大藏省切下文諸国散状所「内覽」也、有「御点」、任「近例」可レ引「付御輿長・駕輿丁」之旨可レ被「仰下」歟之由所レ申也、仰云、任「此御点猶可レ加「催促」、申「子細」者可レ引「御輿長」之由可レ載「御教書」、散状頗遼々如何之由有レ仰、先々此事頗沙汰、近々有「其沙汰」前一両日之間、引「御輿長已下」譴「責諸國」定事也、（以下略）<sup>(17)</sup>

本史料は、寛喜三年（一二三二）における北野祭礼の費用調達に関する記述である。そもそもこの年は、前年から続く異常気象によつて列島規模で凶作が生じ、大飢饉に陥っていた。このような中、国家の平安を維持し早急に事態を開拓するためには、御靈会の性格を持つ北野祭礼を実施することは為政者にとって喫緊の課題であり、なんとしても運営費用（饗料）を確保しておく必要があった。しかしながら、幾つかの地域は藏人所への進納が遅れ、ここでは閔白・九条教実を中心にその対応について相談を重ねている様子を知ることができます。

一連の記述のうちここでは傍線部に着目したい。すなわち、饗料催促の御教書を発給する際、もし各國が納入を難渋することがあれば御輿長・駕輿丁に命じて譴責を加える、と記載させる決定をしたのである。「譴責」とは時代により、あるいは文脈により解釈に幅がある文言であるが、ここでは「厳しく責め立て不足分を取り立てる」という程度の意味であろう。すなわち北野祭礼と駕輿丁との最初期の関わりは、神輿渡御に関する文脈ではなく、祭礼費用の調達の文脈で見られるのである。もともとこの年の祭礼において神輿渡御を担つ

たのは駕輿丁であることは明白だが、神輿の関わりを超えることは重視しなければならない。<sup>[18]</sup>

中世前期における北野祭礼が、平安期以来の運営体制が維持され、大蔵省および率分所によつて費用が徴収され執行される朝廷の祭礼であつたことは先述した。駕輿丁が費用徴収の文脈で史料に姿を見せるることは、彼らが主催者側である朝廷の一員として編成され、機能を果たしていたと理解することができよう。

では、中世後期に至り、祭礼の実態的な主催者が室町幕府に移行した後、この関係はどのように確認されるのであろうか。次の史料に着目したい。

### 一、西京神人并大宿禰神人等長具足停止事、以雜色自侍所相触了、同加与丁兵士事年預許へ同停止事相触候、<sup>[19]</sup>

康応元年（一三八九）七月二十九日、数日後にせまつた北野祭礼に際して、これに勤仕する西京神人、大宿禰神人、駕輿丁らに兵具の停止命令が出た。この頃の北野祭礼は安全な渡御を維持するため行列の警固は幕府侍所が担い、それ以外の勤仕の面々に対しても不要な武力が停止されるのが慣習だった。ここで着目したいのは、兵具停止命令が西京神人・大宿禰神人に対しては雜色を通じて侍所が命じ、駕輿丁に対しては年預を通じて命じられている事実である。

この年預とは大蔵省年預のこと、ここでは堀川時弘を指す。<sup>[20]</sup>他にも時弘は、三年一請会料足の請取の発行とその差配、同会の内陣御戸開への立ち会い、また北野祭礼料足徴収に際しては請取も発行している。<sup>[21]</sup>管見の史料からみれば大蔵省年預・堀川氏は、料足徴収を中心とした三年一請会や北野祭礼の事務取扱担当者としての役割を担つていたものと考えられる。また大蔵省年預と北野祭礼との関わりが確認できた事例は、管見の限り享徳四年（一四五五）にまで及ぶ。<sup>[22]</sup>つまり、北野祭礼において大蔵省年預が役割を果たすあり方は、主催者が幕府に移行した室町時代に至つても継続するのである。幕府は運営権限の全てを朝廷側から摂取するのではなく、前代に成立した運営体制を温存・活用しながら祭礼の実態的な主催者になつていくものと考えられる。

とはいえた蔵省年預の祭礼参加は、前代から温存された運営方式の一部であり、年預を通じて命令が發せられた駕輿丁も、やはり前代からの遺制の中で運用されていた存在である可能性が高い。寛喜三年の事例において、彼らが祭礼用途を難渋するものに対し、譴責を

行う主体として位置づけられたことを想起したい。本来の輿昇としての職能と離れたこの行為は、むしろ武力をもつて違乱を取り締まる近衛府・兵衛府の下級官人としてのものではなかろうか。つまり、駕輿丁の北野祭礼への参加は、これまで指摘してきたような地域的な特質というよりも朝廷儀礼としての北野祭礼に駕輿丁たちが四府の下級官人として動員されたことによつて生じたものだと考えたい。

## 第二節 北野祭礼の性格

前節で述べた通り、北野祭礼と駕輿丁との関わりは、祭礼自体が朝廷の主催儀礼という性格によるものと考えられる。このことを勘案し、本節ではあらためて祭礼の性格について考えてみたい。

岡田莊司は、梅宮祭・吉田祭が外戚祭祀によって十世紀後半に公祭化を遂げたことと異なり、北野祭礼は、「天満天神に対する特別の信仰が藤原一族の間に存在」したからこそ公祭化された、と指摘した。これは具体的には、永延元年（九八七）七月に生じた北野社宝殿破損とそれに伴う皇太后周辺における託宣と殿守司の変死事件を契機として具体化されていったという。<sup>(8)</sup> 御靈としての菅公への恐れが未だ濃厚に残存している中で成立してきたのが北野祭礼なのである、藤原摂関家とすれば、この御靈を適切に鎮魂し、災厄を抑え込む必要があった。北野祭礼を公祭に取り立て、朝廷が直接的に実施する理由はこの点にこそ求められる。

また近年、五島邦治は北野社におけるアヤコ信仰を検討する中で、古代中世段階に遡る北野社御旅所の位置を、かつての文子天満宮旧跡（西京北町・安楽寺天満宮東側）と比定した。<sup>(9)</sup> この文子天満宮は、天満宮草創縁起に登場する多治比文子に由来する。西京七条二坊に住んだ文子は、右近馬場に自らを祀れという菅原道真の託宣を最も早く受けながら「身の程のいやしさ」故に住まいの傍に水垣を以つて祀つた人物である。文子の住宅こそ原初的な天神信仰の在所であるといえ、後に天満宮と祀られることとなつたという。その文子住宅由来の天満宮が移転した場所こそ、五島が北野社御旅所と比定した文子天満宮旧跡なのである。これらのことを見ると、北野祭礼固有の性格も見えてくる。

すなわち北野祭礼は、荒ぶる御靈である菅公を朝廷が主体となって慰撫・鎮魂するものであった。そのため神輿は天皇の輿昇であつた禁裏駕輿丁に昇かせて抜群の格式を表明する必要があつたのである。そして神輿は天神信仰の発生源である西京御旅所（文子天満宮旧跡）に渡り、数日間の駐輦の後、本社に還幸される。文子の聖地から右近馬場にある本社に還幸するこの様子は、祭神・菅原道真の神靈が降

臨する様子を再現しているのであり、北野祭礼はまさに「みあれ」の神事そのものであると考えられよう。

### おわりに その後の北野祭礼

第一章第一節で触れたように、北野祭礼は、十五世紀半ばの戦災や幕府権力の衰退の影響で中断されることとなつた。その後、明応六年（一四九七）に至り、室町幕府は北野祭礼の復興を企図するが実現されず、祭礼は長い間途絶したと考えられる。もつとも十六世紀においては、「てんまのみやまつり」<sup>(28)</sup>や「北野祭」<sup>(29)</sup>として幾ばくかの芸能が奉納された様子を知ることができるが、前代に見られるような、幕府や朝廷が主催する大規模な祭礼のあり方を想定させる記事を見つけることはできない。おそらく神輿渡御を行わない形で祭礼が開催されていたのではなかろうか。

近世に至つても神輿渡御は行われることはなく、変わつて次のような史料が散見されるようになる。

一、四日晴、御祭連歌於「学堂」興行、今朝之御神供三寸各頭載也、晚二年預宅ニ而夕飯有レ之、料理遣帳ニ有レ之、<sup>(30)</sup>

本史料は元禄二年（一六八九）八月四日、学堂における「御祭連歌」の開催を知らせる史料である。学堂とは別名北野学堂といい、延宝五年（一六七七）十一月に、宮仕能養の屋敷を北野社衆中が買い上げ設置したもので、連歌、神道、和歌、儒教などの各種学問の教育、研究機関であった。<sup>(31)</sup>つまり十七世紀になると、北野社では八月四日の祭礼式日に連歌を奉納することで「御祭」とし、祭神の慰撫を行なつていたのである。

北野社内で完結する形で持たれた祭礼は、神輿渡御の熱狂とは程遠い性質のものとなり、当然駕輿丁の姿も祭礼の文脈ではみることができなくなる。このような動きの一方で隆盛を迎えるのが今につながる西京神人を主体とした祭礼で、次のような史料がその様子を伝えている。

一、頃日風聞ニ西京ニ祭礼ヲ催ス旨也、少キ御輿ヲ拵等之事也、此旨松梅院へも内意申入候處、其沙汰不レ承旨也、一、三日、経堂之前迄太鼓ヲかたけさせ、此所にて打也、此所土面即刻ノ造花居台下知之者上下大小にて、竹杖ニ而十人斗相添小大鼓鐘ヲすり候、役人ハ小兒笛吹等神庭上へ来リそれヨリ東ノ鳥井ヲ出、松梅院ノ玄関ハ戸ヲ閉被レ置、左近・善右衛門等護摩堂ノ縁ヨリ立のひ見<sup>(1)</sup>之由也、松梅院護摩堂ニ被<sup>(2)</sup>居事未ニ委シ、寄進物ニ付テ也、扱何事無<sup>(3)</sup>之下大將軍へ帰也、其外オツツツ夜半過マテニ來ル、ねり物有之、桜之外ハ松梅院門内へ不レ入ラ也、

宝永三年（一七〇六）九月、西京神人が「少キ御輿ヲ拵」え、三日に至つて経堂前で大鼓を叩き、作物の練行を行つたことを伝えている。

本祭では、御旅所において神供も行われ、天神御作木造、定家卿自筆詩歌、神様御筆之詩までもが供えられたという。

当然ながら、北野祭礼として為政者を主体とする古代中世の祭礼と、この西京の祭礼では性質が全く異なり、駕輿丁も参勤することはなかつた。しかし、この段階に至り、北野社周辺に再び活況をもつた祭礼が流行してくることは忘れてはならない。

先述したように、北野祭礼は、荒ぶる御靈である菅公を朝廷が主体となつて慰撫・鎮魂し、北野社草創縁起を毎年再現しているものであつたと考えられる。この一方で当該祭礼は、周辺住民が神威に触れて神とともに楽しみ、住民の紐帯を確認する場としての役割もやはり備えていたものと考えられる。西京を主体とした新たな祭礼は、あらためて北野社への愛着と帰属を獲得していこうとする西京の人々の強力な希求があつたからこそ生じてきたものであるといえる。北野社を舞台に展開する祭礼は、朝廷の祭礼、室町幕府の祭礼、北野社内における連歌の祭礼、そして西京という膝下地域の祭礼、など様々な姿をみせる。これらの姿は、人が神と結縁する方法の変化と密接に関わりあつているものと考えられる。この多様な結縁および祭礼形態を生み出した母体こそ、さまざま願いを受け止めつつ肥大化を続けた天神信仰なのであり、中近世における北野社の実態であると考えられる。

## 注

(1) 岡田莊司「平安時代の国家と祭祀」所収（続群書類從完成会、一九九四）。

(2) 稲荷に関しては久米舞子「稻荷祭と平安京七条の都市民」（『史学』八二号、三田史学会、一〇一三）。また歴史地理学の立場からは本多健一が

- 北野祭礼神輿と禁裏駕輿丁（西山）
- (3) 御靈祭、今宮祭を取り上げ、都市空間との関わりを中心に試論を提出している（『中近世京都の祭礼と空間構造』、吉川弘文館、二〇一三）。
- (4) 祇園会に関する研究史は、河内将芳によつて端的にまとめられており、中世祇園会が都市史、政治史、美術史、民俗学の各分野において横断的な研究対象になつてきたことを知ることができる（『序』、「祇園祭の中世」、思文閣出版、二〇一二）。またそれ以後の動きとして、芸能史研究会は二〇一六年大会において祇園祭を特集し、その成果が「芸能史研究 特集 祇園祭〔一〕」二七号（二〇一七）・「芸能史研究 特集 祇園祭〔二〕」二一八号（二〇一七）としてまとまっている。また絵画史料論の立場から八反裕太郎「描かれた祇園祭」（思文閣出版、二〇一八）が大部の成果をまとめ祇園会の表象面からその変遷をさぐり、さらに安井雅恵が個々の作品論を踏まえながら都巿風俗画としての読み込みを行なつてはいる（『永青文庫藏「祇園祭」図卷』について 都市風俗図としての観点から）（奥平俊六先生退職記念論文集『下遊樂〔一〕』、藝華書院、二〇一八、「描かれた雑色 祇園祭」）。
- (5) 「北野祭礼と室町幕府」（比叡山と室町幕府、東京大学出版会、二〇一一、初出二〇〇七）。
- (6) 「室町期における北野祭礼の実態と意義」（変貌する北野天満宮）、平凡社、二〇一五）。
- (7) 岡田莊司「二十二社の成立と公祭制」（平安時代の国家と祭祀）、続群書類従完成会、一九九四）。
- (8) 前掲注（4）、三枝論文。
- (9) 前掲注（5）、西山論文。
- (10) 「大乘院寺社雜事記」、大乗院寺社雜事記 文明六年七月二十六日条。
- (11) 「長興宿禰記」、長興宿禰記 文明七年二月二十日条。
- (12) 「古代文化」第六四卷三号、二〇一二。
- (13) 「拾芥抄」（西京圖）
- (14) 「嘉吉三年之記」、文安三年八月一日条（「北野社家日記」第七卷）。
- (15) 「大藏省年預を担う堀川氏」には、既に中原俊章が考案を加えており、堀川氏が年預を世襲するようになるのは十四世紀末期から建武新政のことである。従来から担つていた諸家の下家司、検非違使との連携によって世襲に及んだことを明らかにしている（『年預と検非違使』、「日本歴史」六〇五号、一九九八）。
- (16) 「三年一請会引付」康応元年七月一日条（「北野天満宮史料 古記録」）。
- (17) 「民経記」寛喜三年七月二十三日条。
- (18) 「民経記」寛喜三年八月一日条。
- (19) 「大藏省年預を担う堀川氏」には、既に中原俊章が考案を加えており、堀川氏が年預を世襲するようになるのは十四世紀末期から建武新政のことである。従来から担つていた諸家の下家司、検非違使との連携によって世襲に及んだことを明らかにしている（『年預と検非違使』、「日本歴史」六〇五号、一九九八）。
- (20) 「三年一請会引付」康応元年七月一日条（「北野天満宮史料 古記録」所収）では神輿の点検・修復儀礼である三年一請会に關して触れた記述の中、当該会式が天暦年中（九四七—九五七）に成立し、ここに「公家之御輿長加輿丁」が出仕したことが記されているが、本史料が書抜という二次史料であること、また十五世紀後半段階における史料であることを勘案し、実態的な史実を伝えたものとは見做さず参考史料としてとどめておきたい。
- (21) 康応元年七月十七日・十八日付「大藏省年預堀川時弘請取写」（「北野天満宮史料 古記録」）など。

〔三年一請会引付〕康応元年五月八日条(「北野天満宮史料 古記録」)。

〔三年一請会引付〕康応元年五月八日条〔北野天満宮史料 古記録〕。

三年一請会引付 明徳二年七月十九日条(北野天満宮史料 古記録) また閏月するは  
享徳四年五月二日付 壱建書状案(三年一請会停止記録)(北野天満宮史料 古記録)

前掲注(6)岡田謙文「五島邦裕「北野巫女「あや」」比多治比奇子「『芸能史研究』一九六号、二〇一一。」。

「北野社松梅院引付」明応六年四月二十八日条（『北野社家日記』第八卷所収）。

例えば「御湯殿上日記」永禄六年八月十六日条、同永禄七年八月十一日条、永禄九年八月十六日条など。  
「言葉解釈」天正四年九月四日条。

『言綱卿詩』天正四年九月四日  
『北野天満宮史料 宮仕記録』統三

竹内秀雄「北野學堂」(『日本歴史叢書 天満宮』、吉川弘文館、一九六八)。

（吉田）（略）二  
西京を主體とする瑞鐵祭の成立過程は、三枝暁子「ずいきみこしと西之京」（『京都天神をまつる人びと』、岩波書店、二〇一四）に詳しく述べてある。

本祭が中世にまで遡りうることを指摘し、その淵源を西京神人が調進した甲御供に求めてゐる。